第二十六条の三第一項、第三項及び第四項中「居住者」を「個人」に改める。

第二十六条の四第一項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同条第二項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「居住者」を「個人」に、「の金額又は」を「の金額」に、「の金額」を「の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額の」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等に」を「、当該断熱改修住宅借入金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等に」に、「又は断熱改修住宅借入金等が」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等が」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等の」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「居住者」を「個人」に、「増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等」を「増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改め、同項各号中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等」に、「又は当該」を「、当該」に、「金額に」を「金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額に」に改め、同条第六項中「及び第六項」を「、第六項第一号及び第九項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第四十一条の三の二第二項第三号に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の四第十一項第一号、第二号及び第四号並びに第十六項中「居住者」を「個人」に改め、同条第十七項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「居住者」を「個人」に、「又は断熱改修住宅借入金等の金額」を「、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額」に改め、同条第十九項を削り、同条第二十項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第四十一条の三の二第九項に規定する政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一　法第四十一条の三の二第九項に規定する特定多世帯同居改修工事等に要した同項に規定する費用の額が五十万円を超えること。

二　法第四十一条の三の二第九項に規定する特定工事をした家屋の当該特定工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該特定工事に要した費用の額が当該特定工事に要した費用の額の二分の一以上であること。

三　法第四十一条の三の二第九項に規定する特定工事をした家屋が、その者のその居住の用に供される次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

イ　一棟の家屋で床面積が五十平方メートル以上であるもの

ロ　一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

四　法第四十一条の三の二第九項に規定する特定工事をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

第二十六条の四第二十一項中「第四十一条の三の二第八項」を「第四十一条の三の二第十一項」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十八項第一号」を「第二十六条第二十七項第一号」に改め、同項第二号中「若しくは断熱改修住宅借入金等に」を「、断熱改修住宅借入金等若しくは多世帯同居改修住宅借入金等に」に、「若しくは断熱改修住宅借入金等の金額若しくは多世帯同居改修住宅借入金等の」に改め、同条第二十二項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同条第二十三項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「又は同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等に」を「、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等に」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等が」を「、当該断熱改修住宅借入金等若しくは第五項」を「、第五項若しくは第八項」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等の」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額」に、「又は同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等」を「、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等」に、「居住者」を「個人」に改め、同条第二十五項中「第四項」の下に「、第七項」を加え、「（第十九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第二十六条の八を次のように改める。

第二十六条の八　削除

第二十六条の十二第一項第一号中「法人税法第百四十一条第一号に掲げる」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第三条の規定による改正前の法人税法（ロ及び次号において「平成二十六年旧法人税法」という。）第百四十一条第一号に掲げる」に改め、同号ロ及び同項第二号中「法人税法」を「平成二十六年旧法人税法」に改める。

第二十六条の二十三第五項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項中「まで、」を「まで並びに」に改め、「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項	総所得金額	総所得金額又は先物取引に係る雑所得等の金額
第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ(2)	総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

第二十六条の二十三第六項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第二十六条の二十六第九項中「第二項、」の下に「第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、」を加え、同条第十項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法第百五十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「又は第八号、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

第二十六条の二十六第十一項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二百六十二条第三項及び第四項の項中「第二百六十二条第三項及び第四項」を「第二百六十二条第四項及び第五項」に改める。

第二十六条の二十七の二を第二十六条の二十七の三とし、第二十六条の二十七の次に次の一条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第二十六条の二十七の二　法第四十一条の十七の二第一項に規定する政令で定める取組は、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。